

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会の補助金交付要綱

平成7年4月1日
要綱 第9号

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助の区分)

第2条 補助を分けて、一般補助と指定補助とする。

2 一般補助とは、特に費途を指定しないでその団体の経費に充てるための補助をいう。

3 指定補助とは、特定の事項若しくは特定の事業（以下「事業」という。）の経費に充てるための補助をいう。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 一般補助にあつては、補助を受けようとする団体の会則又は、これに代わるべきもの及び当該年度の予算書並びに事業計画書

(2) 指定補助にあつては、補助を受けようとする事業の名称、事業概況書及び見積書

(3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の申請書の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(審査及び決定)

第4条 会長は、前条の申請書を受理したときは、事業の内容、収支の状況等を審査し、必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助するものとする。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨通知するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、補助につき、条件を付することができる。

(補助金の経理)

第6条 補助金の交付を受けた者は、経理の内容を明らかにする書類等を常に整理しておくとともに、その事業の執行経費の支出に注意し、補助の目的にそうように努めなければならない。

(決算の報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、一般補助にあつては、当該年度の経過後2ヶ月以内に、指定補助にあつてはその事業が完了した後1ヶ月以内に補助決算報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、報告期限を延期することができる。

(1) 一般補助にあつては、その年度内において実施した事務の概況書並びに決算書

(2) 指定補助金にあつては、その実施した事業の概況書並びに決算書

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助の取消又は補助金の返還)

第8条 会長は、次の各号の一に該当するときは、既に決定した補助を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(1) 一般補助を受けた者、その団体の目的外に経費を支出したとき、又は事業計画書の事業を実施しないとき。

(2) 指定補助を受けた者が、その指定した事業に補助金を使用しないとき、又は指定した事業外に支出したとき。

(3) 第5条第2項の条件に違反したとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(補助事業の調査等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、補助を受けたものの事業又は経理の状況を調査し、若しくは補助金の交付を受けた者から説明を求め、又は必要な報告を徴することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会
会長 様

申請者住所（所在地）

氏名又は名称及び

代表者氏名

印

補助金交付申請書

下記のとおり補助を受けたいので、三芳町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、別紙関係書類を添え申請します。

記

申請金額 金 円

事業年度 平成 年度

補助の種別 一般補助 指定補助

補助金の費途（一般補助を除く。）

様式第2号（第5条関係）

三芳社協収第 号
平成 年 月 日

様

三芳町社会福祉協議会
会長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日申請のあった補助については、下記のとおり決定したので、
三芳町社会福祉協議会補助金交付要綱第5条の規程に基づき通知します。

記

申請者住所（所在地）	
氏名又は名称及び 代表者氏名	
交付金額	金 円
補助の種別	一般・指定
摘要	

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会
会長 様

住 所（所在地）

氏名又は名称及び

代 表 者 氏 名

㊞

補 助 決 算 報 告 書

平成 年 月 日付三芳社協収第 号にて交付を受けた一般補助・指定補助につき、その決算書を三芳町社会福祉協議会補助金交付要綱第7条の規程に基づき、別紙関係書類を添えて報告します。

